

2017年 8月 7日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第60号

「税効果会計に係る会計基準の一部改正(案)等」(2017年 6月 6日)

に対するコメント

高畑 修一

(個人)

頭書の件、公開草案に対するコメントを下記の通り提出いたします。了

記

1. 【質問 1】 に対するコメント

同意する。

<理由>

未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続する結果として、IFRS との相違が解消されずに残ることになるが、大昔に税効果会計を導入する際に、自国基準の会計処理として資産負債法ではなく繰延法を選択するという判断を行っているわけであるから、その判断をひっくり返すためには論理的な理由が必要である。例えば「IFRS の適用企業が多くなってきた」というのは蓋然的なものでしかなく、会計上の論理的な理由にはならない説得力に乏しいものである。未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続して採用することは適切である。

2. 【質問 2】 に対するコメント

同意する。

ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法を現行処理から変更する理由について、公開草案の記載はあまりにもあいまいすぎであり、会計基準等の品質の観点から足りていない。論理的な説明を記載することが必要である。

<理由>

企業会計基準公開草案第 60 号(以下、公開草案)結論の背景(11 項~16 項)は、現行の流動/固定に区分する方法、変更提案のすべて非流動とする方法、それぞれについて一定の論拠があるとしたうえで、財務諸表作成者の負担が軽減される、財務分析上の影響が少ない等の理由で表示方

法の変更を提案した旨を述べている。

質問 1 へのコメントでも述べた通り、現行の会計処理(表示方法も含まれる)を変更するには、関係者が納得する論理的な理由が必要である。IFRS にあわせるという理由は、しばしば比較可能性の向上というもっともらしい言いわけも添えられるが、蓋然的なものでしかなく会計理論面での説明が含まれていない。財務諸表における表示方法とはいえ、会計基準等の内容を変更するのであるから、理由については論理的かつ明解な理由を記載することが必要である。

公開草案 14 項は、流動／固定に区分する方法、すべて非流動とする方法のそれぞれについて一定の論拠があるとしているが、前者は財務分析、後者は経済実態の話である。公開草案は、両者を同じ土俵にあげて、それぞれについて一定の論拠があるとしているが、会計基準等の検討においてはまず、経済実態の観点から判断を行うべきであり、公開草案 14 項の二段落目(「一方…」以下)を理由として、表示方法の変更を提案するべきであると考える。

3.【質問 3】に対するコメント

(質問 3-1)

同意する。

なお、公開草案において注記事項に追加しなかった項目について、あらためて復活(追加)させることには強く反対する。

<理由>

公開草案では注記事項を追加するにあたって、必要性の検討が行われており評価できる。注記事項がなぜ必要なのか、どのように利用されるのかが示されていることで、作成者側はその意図を理解したうえで開示を行うことができる。

ただし、どれくらい多くの、どれくらいの割合の利用者が、公開草案に記載されているような作業を行い、問題意識を持っているかについては大いに疑問であるし、公開草案の記載内容に満足できるわけではない。

しかしながら ASBJ が会計基準等で注記を求めるにあたって今回の公開草案のような取り組みを行うことは、今後もきちんと行ってほしい。

(質問 3-2)

同意しない。

<理由>

そもそも個別財務諸表を開示すること自体が国際標準ではない状況において、作成者の負担をさらに増やすことは適切でない。IFRS の任意適用が奨励される中、わが国の資本市場においては

連結財務諸表と個別財務諸表の依拠する会計基準が異なるケースが増えてきているわけであり、公開草案 45 項に述べられているような、個別財務諸表の注記が連結財務諸表の注記を理解するための参考となるという理屈は説得力に乏しい。また、企業は日を追うごとに連結グループ経営を推進・発展させており、個別財務諸表の数字が経営判断における指標として意味を持たなくなっている状況が多くなっている。その場合には、公開草案 45 項に述べられているような、個別財務諸表の注記が連結財務諸表の注記を理解するための参考となるという理屈は成り立たない。その他、企業結合・事業分離に関する会計基準等の二ズの高まりなど、世の中の状況をふまえれば、別財務諸表の注記については最低でも現状どおりとするべきである。ASBJ としても国際標準(国際的な会計基準)との整合性を、会計基準設定の際のキーワードとするのであれば、所掌範囲とか権限のハードルはあるにせよ、会計基準設定主体としての個別財務諸表のあり方についての見解を明らかにするべきである。

4.【質問 4】に対するコメント

(質問 4-1)

同意する。

(質問 4-2)

同意する。

以 上